

■合成樹脂製の器具又は容器包装の検査項目(一部抜粋)								
		試験項目	合成樹脂一般(その他)	フェノール樹脂、メラミン樹脂及びビュリア樹脂	ポリ塩化ビニル(PVC)	ポリエチレン(PE) ポリプロピレン(PP)	ポリスチレン(PS)	ナイロン(PA)
一般規格	材質	カドミウム	○	○	○	○	○	○
		鉛	○	○	○	○	○	○
	溶出	重金属	○	○	○	○	○	○
		過マンガン酸カリウム消費量	○		○	○	○	○
個別規格	材質試験	バリウム						
		揮発性物質					○	
		ジブチルスズ化合物			○			
		クレゾールリン酸エステル			○			
		塩化ビニル			○			
	溶出試験	フェノール		○				
		ホルムアルデヒド		○				
		蒸発残留物(n-ヘフタン)*1		○		○	○	○
		蒸発残留物(20%エタノール)*2		○		○	○	○
		蒸発残留物(水)*3		○		○	○	○
		蒸発残留物(4%酢酸)*4		○		○	○	○
		カプロラクタム						○

■ゴム製の器具又は容器包装、ゴム製ほ乳器具の検査項目			
試験項目		器具・容器包装	ほ乳器具
材質試験	カドミウム	○	○
	鉛	○	○
	2-メルカプトイミダゾリン	○*5	—
溶出試験	フェノール	○	○
	ホルムアルデヒド	○	○
	亜鉛	○	○
	重金属	○	○
	蒸発残留物(水)*3*6	○	○
	蒸発残留物(4%酢酸)*4	○	—
蒸発残留物(20%エタノール)*1*2	○	—	

- *1 油脂及び脂肪性食品
- *2 酒類
- *3 pH5を超える食品
- *4 pH5以下の食品
- *5 塩素系ゴムに限る
- *6 器具

■ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引きの器具又は容器包装の検査項目		
		試験項目
溶出試験	カドミウム	○
	鉛	○

*平成28年6月8日 厚生労働省告示第245号により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、新たにポリエチレンナフタレート(PEN)の個別規格が設定されました。